

【資料1】

【製造局 叙勲・褒章候補者推薦企業・団体関係者限り】

製造産業局の叙勲・褒章について

— 業界向け説明会資料 —

令和元年11月19日
製造産業局業務管理官室

叙勲・褒章の推薦にあたって



時代の変化に対応した栄典授与に関する提言 ポイント

時代の変化に対応した栄典の授与
に関する有識者懇談会（内閣府）

<懇談会の開催>

- 我が国の栄典は、長い歴史と伝統を有し、その授与は天皇陛下の国事行為。栄典授与は、このような重みも踏まえながら、公的部門・民間部門を問わず幅広く功労のある者を選考し、授与していくことが基本。
- その一方、栄典授与は、公平性の観点から先例が重視されがち。社会経済の変化に対応した適時適切な見直しが必要。
- 平成 15 年の栄典制度改革から 10 年以上が経過したことに鑑み、平成 28 年 1 月に内閣官房長官の下で有識者懇談会を開催することを決定。

座長	山下 徹	前 株式会社NTTデータ社長 内閣府公益認定等委員会委員長
委員	奥山 恵美子 滝澤 美帆 谷口 智彦 名和田 是彦 萩原 なつ子	仙台市長 東洋大学経済学部准教授 慶應義塾大学大学院教授、内閣官房参与 法政大学法学部教授 立教大学社会学部教授・21 世紀社会デザイン研究科教授
	牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授

- 4 回にわたり会合を開催。平成 28 年 5 月 26 日に提言を取りまとめ。

<検討事項、見直しの考え方>

- 平成 15 年以降の栄典授与状況を点検したところ、全体的には「官」が減り「民」が増えているが、民間部門の中には栄典授与が十分でない分野があるのではないかとの問題意識の下、以下のような事項を検討。
 - (1) 社会経済の変化等を踏まえて、栄典授与において今後重視していく必要があるのはどのような分野か。
 - (2) 民間分野の候補者選考・推薦方法について改善すべき点はないか。
- 社会経済の変化を踏まえて見直ししていくことによってこそ、これまで以上に栄典が国民に親しまれ、社会に根付いたものとなり、ひいては我が国や我が国社会を愛する人々を育み、次世代の活躍を励ますことにつながる。
- 今回の提言の実施状況の点検も含め、栄典授与の見直しの検討を今後とも 5 年程度ごとに行うことを検討すべき。

<見直し方策のポイント>

① 重視していくべき分野

(1) 重視していくべき分野

- ・地域の民間活動（自治会、商工会議所等）
- ・外国人（日系人、日本で活躍した外国人、日本進出外国企業等を含む）
- ・産業分野（新たな産業分野、中堅・中小企業等の企業経営者）
- ・公益的な活動を行う民間団体（公益法人等、公益団体への寄附活動等）
- ・少子高齢社会を支える業務（保育士、介護職員等）
- ・各府省から推薦されにくい功労（地域総合功労など一般推薦された功労等）
- ・例えば、自治会長（H27 秋 20 名）、保育士（同 27 名）等は 50 名程度、外国人（同 89 名）は 150 名程度等を目標に、段階的に授与数を増

(2) 既存分野の見直し（既存分野の再評価、褒章の授与数）

② 栄典候補者選考・推薦の見直し

(1) 各府省における民間候補者の積極的な選考・推薦（受け身からの脱却）

- ・各府省の大臣表彰等との連携
- ・各府省における外国人、中小企業、公益法人等の選考・推薦
- ・女性候補者の別枠推薦制の導入
- ・書類の簡素化（大臣表彰、業界紙等の既存資料で代替）、電子化等の業務改革による推薦事務の効率化 等

(2) 功績評価の見直し（「定量的」評価のみならず「定性的」に評価）

- ・地域の民間活動：在職期間だけでなく他の功績を総合的に評価するとともに、様々な大臣表彰受賞を重視
- ・日本に在留する外国人：叙勲年齢を 65 歳から 50 歳に引下げ
- ・企業経営者：業績伸長、技術開発など日本経済の発展等への貢献を重視
- ・一般推薦：地域において多くの分野で活躍している場合には、内閣府賞勲局が地方自治体と協議・検討し栄典を授与する仕組みの検討 等

(3) 一般推薦や紺綬褒章の周知強化（栄典候補者の裾野拡大）

③ 栄典授与の中期重点方針の策定

- ・栄典授与見直しの政府全体の方針を明確化し、5 年程度で着実に推進

栄典授与の中期重点方針（概要）

平成 28 年 9 月 16 日
内閣府賞勲局

「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」の提言(平成 28 年 5 月 26 日 提出)を踏まえ、閣議了解。

平成 29 年春から 5 年程度の栄典授与の重点方針となり、今後、各省各庁の長は本方針を踏まえて候補者を選考・内閣総理大臣に推薦する。

(1) 基本方針

- 栄典の授与は、公的部門・民間部門を問わず、国家・公共に対する功労のある者を積極的に選考し顕彰していく。
- 少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化等、社会経済の変化に対応し、栄典を授与すべき分野や功績を適切に見直す。

(2) 栄典授与分野の見直し

- 自治会、外国人、商工会議所・商工会、中堅・中小企業、保育士、公益法人等の民間功労者を重視
- 自治会、保育士、外国人について授与数の目標を設定
(毎回の春秋叙勲で 自治会：50 名 保育士：50 名 外国人：150 名)

(3) 栄典事務の見直し

- 候補者の選考・推薦方法の見直し
(大臣表彰との連携、女性候補者の別枠推薦制 等)
- 功績評価の見直し
(地域での活躍を総合的に評価する「地域総合功労」の創設、在留外国人の叙勲年齢引下げ(65 歳以上→50 歳以上) 等)
- 書類作成負担の軽減、電子化等による事務の効率化
- 一般推薦や紺綬褒章の周知・広報

(4) 実施状況の点検

栄典授与の状況を毎年点検し、その結果を公表。

想定される叙勲

- I .叙勲－1.春秋の叙勲－①企業の経営者
 - －②全国団体の代表者
 - －③中堅・中小企業経営者(キラリ)
 - －④中堅・中小企業経営者
(100年企業)
 - －⑤中堅・中小企業経営者
(地域経済牽引企業)
 - －⑥中堅・中小企業経営者
(中小企業300社受賞企業)
- －2.死亡叙勲・叙位(随時)

想定される褒章

Ⅱ.褒章－1.藍綬－①企業の経営者

(春秋のみ)

－②全国団体の代表者

－③「経営革新」を行った中小企業経営者

－④「ベンチャー企業」を創業した中小企業
経営者

－2.黄綬－①多年にわたり業務に精励し、現在も現役
として、衆人の模範である者

I.叙勲・II.褒章の対象者

○ 製造産業局においては、多年に亘り、「製造産業局の所管業種」に携わる関係者の中から、当該産業の発展を図り、かつ国家や公共に対する顕著な功労等があった方々を叙勲・褒章等の候補者として選考し、「産業振興功労」や「業務精励功績」等で功労があった方として、賞勲局へ推薦。

○ 推薦にあたっては、当局基準等に基づき、企業の経営トップ歴や団体の長歴の在職期間等の外形的な事実のみによることなく、候補者が果たした職責、あるいは具体的な業績の内容等に着目して候補者の審査・推薦を実施。

(注)功績は、企業や団体の長歴在職期間中が対象。

I.叙勲について

1. 春秋の叙勲について

○国家又は公共に対して功労のある者。

○春秋叙勲は、70歳以上の生存者。

(毎年春は4月29日、秋は11月3日現在の年齢。)

○推薦の時期は、主要な功績評価の伸張に目処が着くタイミングが望ましい。

○褒章受章者については、受章以降、さらに顕著な功績があり、かつ、受章後5年以上経過している者。

2. 死亡叙勲・叙位について

○死亡日の30日以内に閣議決定・裁可の手続きを完了させるよう制限が課せられており、年齢制限が取り払われる外は、概ね春秋叙勲と基準は同様。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

①企業の経営者

(必須要件)

- 売上高(単体)が500億円以上、かつ、従業員数が概ね300人以上の企業の経営トップの方。
- 総業務歴が概ね20年以上、かつ、経営トップとして概ね2期4年以上。
- 主要業務関連の業種団体の役員歴(1年以上)。
- 所属企業の経営トップとしての顕著な功績。
- 推薦の時点で業績が黒字である。

なお、企業評価が大綬章と評価される企業の場合は、副社長等の推薦を検討することが可能。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

①企業の経営者（高位勲等候補者）

（必須要件）

- 企業規模、売上高、従業員数等が高位勲等としてふさわしく、その企業の経営トップとして顕著な功績。
- 主要経歴となる業種の全国団体の長歴としての優れた功績や業界バランス的にも問題ない。
- 経団連などの経済団体の会長歴又は副会長歴等。
- 政府の審議会の会長などの行政協力等。

（推薦時期）

大綬章申立ての場合は、通常の1回前に関係書類を提出。
現段階では、最短で令和3年春の推薦。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

②全国団体の代表者

(必須要件)

○全国団体の構成員販売額が300億円以上、かつ、会員数が100名以上の行政協力等が顕著な団体。

※団体が、叙勲の栄典評価団体として登録済み。

○全国団体の役員歴が概ね20年以上、かつ、長歴又は副長歴が4年以上。

※団体役員歴が20年に満たない場合であっても、全国団体の役員歴が10年以上あり、かつ、下部団体における役員歴が20年以上あれば推薦可能(詳細は次頁)。

○全国団体の長歴又は副長歴としての顕著な功績。

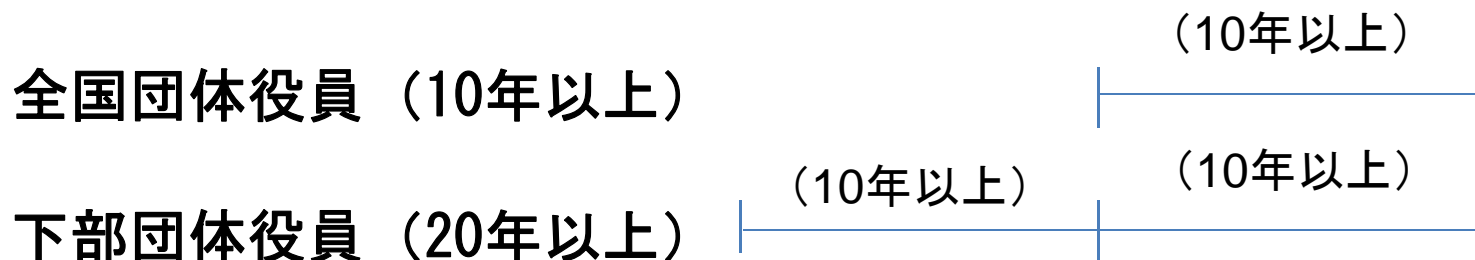
I.叙勲－1.春秋の叙勲について

②全国団体の代表者(前頁の続き)

(全国団体の役員歴が不足する場合の特例)

○全国団体の役員歴が10年以上ある場合で、かつ、下部団体として位置付けることができる「**県域団体**」又は「**ブロック団体**」における団体役員歴が概ね20年以上ある場合は、推薦が可能。

なお、団体同士(A団体+類似のB団体)の役員歴の足し上げは不可。



※栄典評価団体である県域団体等で、藍綬褒章受章歴がある場合などは、トラブルを避けるため事前に御相談ください。

I .叙勲－1.春秋の叙勲について

③中堅・中小企業経営者(キラリ)

(必須要件)

- 経営トップとして自らが技術開発・改良等に携わり、その技術等により会社を伸張させた経営トップの方。
- 売上高が50億円以上。未満の場合は要相談。
- 総業務歴が概ね20年以上、かつ、経営トップとして4年以上。
- 自社製品又は技術が他社に比べ、高い優位性がある。
※第三者による評価資料を提示。
- 自社製品の市場シェアにおいて、高い優位性がある。
※シェアのデータ資料を提示。
- 所属企業の経営トップとしての顕著な功績。
- 推薦の時点で業績が黒字である。
- 書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られること、
当省大臣等の表彰を受けていることが望ましい。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

④中堅・中小企業経営者(100年企業)

(必須要件)

○創業から100年以上存続の企業。

○企業存続の観点から評価に値する取組がある。

※経営革新や新規事業への取組、経営危機の克服など。

○総業務歴が概ね30年以上、かつ、経営トップとして10年以上。

○推薦の時点で業績が黒字である。

○国(当省)や都道府県知事から企業活動100年以上や産業振興関連の表彰歴がある。

●書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られることが望ましい。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

⑤中堅・中小企業経営者（地域経済牽引企業）

※（原則地域Gとりまとめ）

（必須要件）

○地域経済を牽引する能力を有する企業（①又は②）。

①優れた技術等有する企業として国からの認定等を受けた企業

※GNT100選、攻めのIT経営中小企業100選、ものづくり日本大賞、日本サービス大賞

②法律に基づく事業計画等として国や都道府県から認定等を受けた企業

※新連携、地域資源活用、農商工連携、事業高度化計画、経営革新計画

○総業務歴が概ね20年以上、かつ、経営トップとして4年以上。

○地域経済を牽引し、地域経済の発展・活性化に貢献。

○推薦の時点で業績が黒字である。

○国（当省）や都道府県知事から産業振興関連の表彰歴がある。

●書類作成等に十分な協力体制（企業・団体）が得られる

ことが望ましい。

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

⑤中堅・中小企業経営者(地域経済牽引企業)(前頁の続き)

(地域経済を牽引する取組の例)

○地域からより多くの仕入れを行い、地域外に販売することにより、地域内の企業に域外からの資金を配分する等、地域経済に裨益。

○メディアで取り上げられるような特色有る企業活動等により、社業の飛躍的な発展を実現し、地域雇用の拡大や資金循環を生み出すことにより地域経済に裨益。

○技術的な強みをもった地域のものづくり中小企業群と連携し、部品等の共同開発を行い、国内外の大手メーカーからの一貫受注体制を構築。

○海外市場への販売や海外人材雇用等に積極的に取組み、国際的企業として社業を発展させ、地域経済のグローバル化に貢献する等、地域経済に裨益。 など

I.叙勲－1.春秋の叙勲について

⑥中堅・中小企業経営者(中小企業300社受賞企業)

※(中小企業庁とりまとめ)

(必須要件)

○いわゆる「中小企業300社」表彰を受賞。

○受賞後も安定経営で、継続的に地域で活躍。

※シェアの維持拡大や新たな開発による社業の拡大、
自社特許開放等による地域や業界等への裨益など。

○総業務歴が概ね20年以上、かつ、経営トップとして4年以上。

○推薦の時点で業績が黒字である。

●書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られることが望ましい。

I .叙勲－2. 死亡叙勲・叙位について

○70歳の年齢制限が取り払われる外は、概ね春秋叙勲と基準及び提出資料は同様。

○死亡叙勲・叙位の推薦は時間との戦い。30日の間に推薦から閣議決定まで行うため、可能なら生前中に推薦意向の有無を確認しておくべター。

○簡単なスケジュール感は以下の通り。

12月 1日:死亡

12月 8日:申請書類一式の仮セット版を業管室に提出

12月12日:申請書類一式のセット、業管室に提出

12月13日:申請書類(紙ベース)を秘書課に提出

12月18日以降:官房秘書課から賞勲局へ提出

12月26日:閣議

最大で
2週間しかない

○上記の通り、亡くなってから1週間を経過すると、特に死亡叙勲の申請は難しい。

I.叙勲－2. 死亡叙勲・叙位について

(前頁の続き)

○死亡叙勲と叙位については、間違えやすいため、簡単に説明すると以下のとおり。

(死亡叙勲)

生前に叙勲を受章していない方に対して、推薦団体等からの推薦により審査を実施。

(叙位)

生前に叙勲を受章している方に対して、推薦団体等からの推薦により審査を実施。

○但し、生前団体功績で叙勲を受章している場合、団体が叙位の評価団体になっていないと不可。

また、副社長での叙勲受章者による叙位申請も、原則不可となっている。

Ⅱ.褒章について

褒章は、年齢による制限はなし。

1. 藍綬について

多年にわたり製造産業局所管業種に携わり創意工夫をこらし技術の向上等に務めると共に、常に業界における指導的立場にあつて斯業の育成、発展に尽力し、公衆の利益の増進に寄与し、特に成績が顕明なる者。

2. 黄綬について

多年にわたり製造産業局所管業種の業務に精励し、常に研さん怠らず創意工夫に務め業務の改善、技術又は能率の向上に寄与し衆人の模範である者。

Ⅱ.褒章－1.藍綬について

①企業の経営者

(必須要件)

- 表1の業種区分別の「販売高」等を超えている「特大企業」又は「大手企業」の経営トップの方。
- 「特大企業」又は「大手企業」の総業務歴が概ね15年以上かつ、経営トップとして3年以上。
 - ※「特大企業」にあっては、副社長等も検討可能。
- 主要業務関連の業種団体の役員歴。
- 所属企業の経営トップとしての顕著な功績。
- 推薦の時点で業績が黒字である。

<表1>

特大企業又は大手企業の「販売高」、「従業員数及び資本金」の目安

区分	特大企業(単体決算)	大手企業(単体決算)		
	販売高(億円)	販売高(億円)	従業員数(人)	資本金(億円)
繊維製品	1,700	280	540	65
パルプ・紙	3,100	540	790	81
化学	2,100	440	710	84
ゴム製品	2,200	460	900	60
ガラス・土石製品	1,900	300	580	62
鉄鋼	1,300	350	540	81
非鉄金属	2,600	630	840	132
金属製品	1,400	260	610	36
機械	1,100	240	630	57
電気機器	1,200	360	890	72
輸送用機器	1,700	480	1,030	51
精密機械	2,200	490	1,080	84
その他製品	1,600	380	840	81
卸売業	4,200	850	490	55
小売業	3,200	750	920	65
サービス業	800	230	850	41

※経営トップ期間における直近の1年は基準値を上回り、かつ直近3年間のうち2年以上基準値を上回っていること。(経営トップ退任後に売上高が大きく下がっている場合は要相談。)

Ⅱ.褒章－1.藍綬について

②全国団体の代表者

(必須要件)

構成員販売額が1,000億円以上の場合

○全国団体として行政協力等が顕著な団体。

※団体が、褒章の栄典評価団体として登録済み。

○全国団体の役員歴が概ね10年以上、かつ、長歴又は副長歴が3年以上。

○全国団体の長歴又は副長歴としての顕著な功績。

Ⅱ.褒章－1.藍綬について

②全国団体の代表者(前頁の続き)

(必須要件)

構成員販売額が300～1,000億円未満の場合

○全国団体の行政協力等が顕著な団体。

※当該団体が、栄典評価団体として登録済み。

○全国団体の役員歴が概ね12年(副のみは15年)以上。

○長歴3年以上、又は副長歴5年以上、又は長歴(1年以上)
と副長歴の通算が5年以上。

○全国団体の長歴又は副長歴としての顕著な功績。

Ⅱ.褒章－1.藍綬について

③「経営革新」を行った中小企業経営者

(必須要件)

○表1の業種区分別の大手企業の売上高以下の企業。

○2代目以降の企業経営者で、かつ、経営トップとして概ね3年以上。

○顕著(特色のある)な業績のある者又は、経営トップ在任期間中に経営革新を行い、企業規模を伸張させた者。

※一定のシェアを確保し、企業名・製品名等が普及。

●書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られることが望ましい。

Ⅱ.褒章－1.藍綬について

④「ベンチャー企業」を創業した中小企業経営者 (必須要件)

○表1の業種区分別の大手企業の売上高以下の企業。

○ベンチャー企業を創設し、その業を継続・発展させた(特徴のある)企業である。また、直近5年程度良好な経営実績(黒字)を上げている。なお、黒字が基本だが、積極的な投資等により、回収等が見込めるような事業内容が金融機関・投資機関等に認められている場合等は要相談。

○創設事業の将来性が期待され、第三者機関により評価されている。

○事業の成果(製品等)が市場に出回り、顕著なものとして評価を受けている。

●書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られること、当省大臣表彰を受けていることが望ましい。

Ⅱ.褒章－2.黄綬について

①多年にわたり業務に精励し、現在も現役として、衆人の模範である者

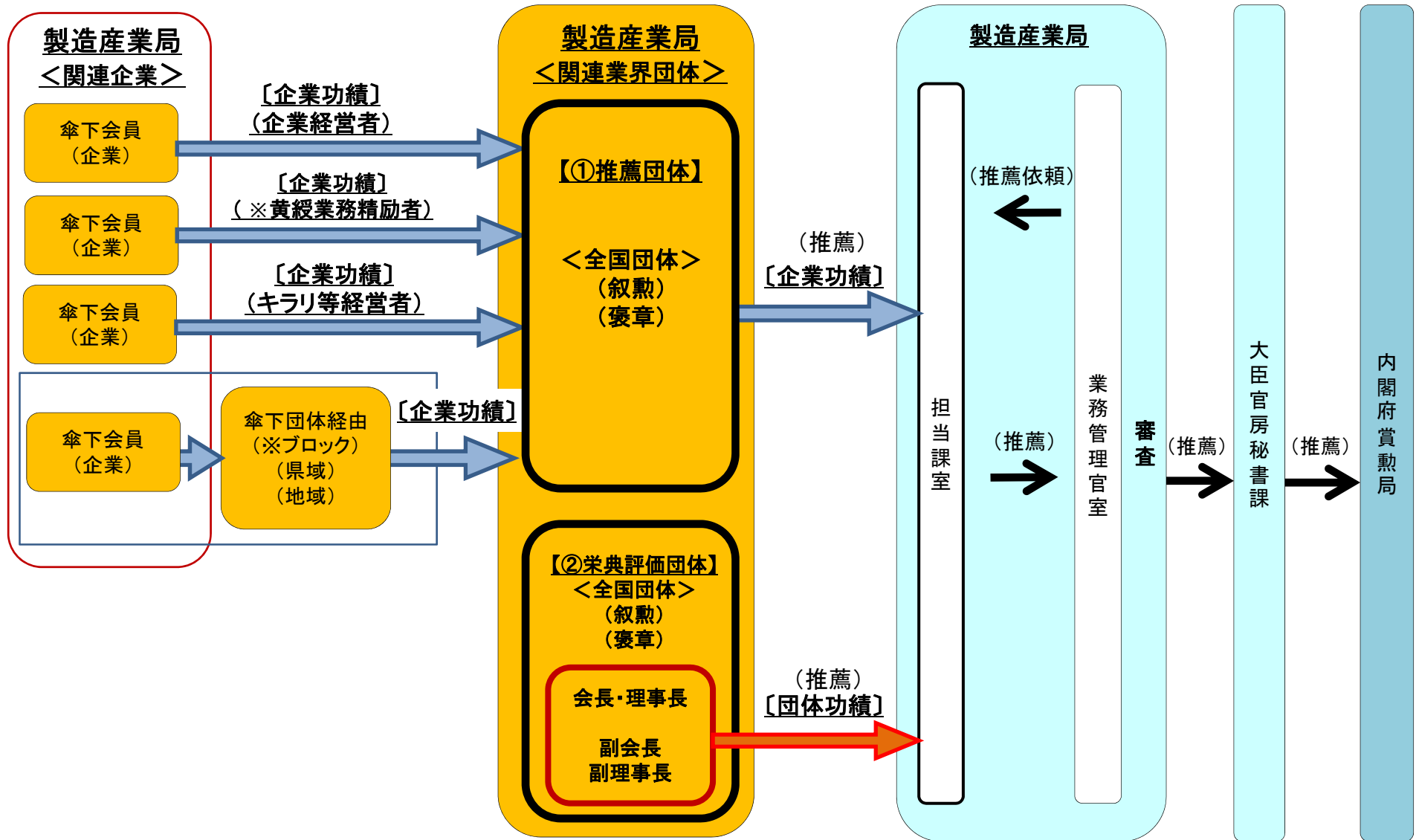
(必須要件)

- 現在も業務に精励している。
- 一貫した業務歴が概ね20年以上。
- 業務に関する当省大臣又は都道府県知事の表彰歴。
※個人に対する表彰に限る。
- 業務に関する団体役員歴を有する。
- 他に比して特に優れた功績。
- また、経営者の場合、基本、推薦の時点で業績が黒字である。
- 書類作成等に十分な協力体制(企業・団体)が得られることが望ましい。

その他補足

栄典事務の流れについて

製造産業局の叙勲・褒章の推薦の流れ



推薦にあたっての注意事項

1. 申請に当たって同一企業又は同一団体からの推薦は、叙勲・褒章各回1名のみ推薦可能。

※但し、同時期に社長を叙勲、副社長を褒章で推薦することは可能。

2. 同一企業又は同一団体からの連続推薦は、叙勲・褒章とも原則2回連続まで。

※但し、叙勲で令元秋、令2春と続いた場合、令2秋に叙勲での推薦は出来ないが、褒章への推薦は可能。

3. 過去に取り下げを行った候補者の再申請は、取り下げた経緯に関する書類を提出。

※過去提出を忘れ、取下げをさせられた事案があり、要注意。

4. 元職で褒章を受章されると、叙勲の申請は厳しいので要注意。

5. 70歳に近い者を褒章候補者として推薦する場合は、叙勲推薦との関係を要検討。

新規栄典団体

- 新規栄典団体としての登録は、業界を代表する唯一の団体であることを示すなど、推薦にあたっては、十分な功績内容の検討を要するため、書類の事前提出が必要。
- 新規団体の登録は、原則通常の1回前に関係書類を提出。現段階では、最短で令和3年春の推薦となる(大綬章と同じ動き)。
- 叙勲・褒章／新規栄典評価団体の基準例は以下の通り。
 - ①同業種において我が国を代表する全国団体。
全国の同業者に占める割合が下記の基準を満たすこと。
 - 1)全同業者販売額に占める構成員販売額が60%以上。
 - 2)全同業者に占める構成員数が60%以上。
 - 3)都道府県数が30以上。
 - ②全国を活動範囲としていること。
 - ③全国団体の構成員販売額が300億円以上。
 - ④全国構成員数が100人以上。 他

推薦に向けた栄典環境の調査

1. 栄典環境の調査

栄典の候補者として推薦される方は、国や公共及び業界に対して優れた功労のある方で、叙勲・褒章を受章することによって多くの人々から広く祝福されるものでなければならず、過去に行った行為や置かれている社会的立場など、候補者の全般にわたり他から非難されるものであってはならない。

このため、候補者又は候補者の関係する企業・団体等において、次の様な事案が発生している場合には、叙勲・褒章の授与を差し控えることとなっている。なお、次のような事案に該当した場合であっても、一律に対象から除外するのではなく、個々の事案毎に賞勲局と事案の重大性や社会的影響等総合的に勘案し、受章することの適否を検討することとなっている。

2. 対象期間

当該企業又は団体の長の期間のみではなく、役員就任～(退任)～現在までが対象で、当該企業以外の役員期間や社外取締役についても同様。また、就任前の事案であっても解決していない事案は該当する。

なお、先例にて賞勲局了解済み事案は、提出不要。

推薦に向けた栄典環境の調査

3. 栄典を授与することが不適当な事案例

- ① 刑罰を受けた場合（道路交通法の罰金刑を含む）。
- ② 警察等の取り調べを受けた場合。
- ③ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合。
- ④ 独禁法に基づく調査、審決、課徴金納付命令、排除措置命令等を受けた場合。
- ⑤ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合。
- ⑥ 訴訟が継続中である場合。
- ⑦ 不祥事等について報道があった場合。
- ⑧ 事故を起こした場合。
- ⑨ 懲戒処分を受けた場合。
- ⑩ 法人等の経営状況に問題がある場合。
- ⑪ 暴力団等と関係が疑われる場合。
- ⑫ その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合。
（公正取引委員会の立入調査や勧告（下請法違反など）を受けた場合や補助金適正化法違反の場合など。）

その他の栄典・表彰について

1. 令和〇年春の科学技術に関する褒章受章候補者の推薦(文科省経由)

①春の褒章(発注:2月下旬、提出期限:5月中旬)

2. 令和〇春・秋の外国人叙勲の推薦(外務省経由)

①春の叙勲(発注:9月下旬、事前登録:10月上旬、推薦依頼:11月上旬)

②秋の叙勲(発注:3月上旬、事前登録:4月上旬、推薦依頼:5月中旬)

※ちなみに外国人褒章は、通常の推薦(経産省推薦)と同様。

3. 科学技術分野の文部科学大臣表彰の推薦

①科学技術賞及び若手科学者賞候補者

(発注:6月上旬頃、提出期限:7月上旬)

②創意工夫功労者受賞候補者(発注:6月上旬頃、提出期限:9月中旬)

春・秋の叙勲・褒章のスケジュール(目安)

(1) 叙勲

① 春の叙勲

7月上旬	「令和〇年春の叙勲候補者の調査」依頼
8月上旬	「令和〇年春の叙勲候補者推薦書」締切
9月中旬	局内推薦候補者決定(関係書類提出依頼)
10月中～11月上旬	叙勲功績ヒアリング
11月下～12月中旬	省内推薦候補者決定、正式書類提出締切
1月中～3月上旬	賞勲局審査
3月中旬	内示
4月29日	発令
5月上～中旬	伝達式・拝謁

② 秋の叙勲

12月上旬	「〇年秋以降の叙勲・褒章推薦予定者調査」依頼
12月中旬	「令和〇年秋の叙勲候補者の調査」依頼
2月上旬	「令和〇年秋の叙勲候補者推薦書」締切
3月上旬	局内推薦候補者決定(関係書類提出依頼)
4月中～下旬	叙勲功績ヒアリング
6月上～中旬	省内推薦候補者決定、正式書類提出締切
7月中～9月上旬	賞勲局審査
9月中旬	内示
11月3日	発令
11月上～中旬	伝達式・拝謁

(2) 褒章

① 春の褒章

7月上旬	「令和〇年春の褒章候補者の調査」依頼
8月上旬	「令和〇年春の褒章候補者推薦書」締切
8月下旬	局内推薦候補者決定(関係書類提出依頼)
9月中～10月上旬	褒章功績ヒアリング
10月下～11月上旬	省内推薦候補者決定、正式書類提出締切
11月下～1月下旬	賞勲局審査
3月上旬	内示
4月29日	発令
5月上～中旬	伝達式・拝謁

② 秋の褒章

12月上旬	「〇年秋以降の叙勲・褒章推薦予定者調査」依頼
12月中旬	「令和〇年秋の褒章候補者の調査」依頼
1月下旬	「令和〇年秋の褒章候補者推薦書」締切
2月中旬	局内推薦候補者決定(関係書類提出依頼)
3月中～下旬	褒章功績ヒアリング、
4月中～下旬	省内推薦候補者決定、正式書類提出締切
5月中～8月上旬	賞勲局審査
8月下旬	内示
11月3日	発令
11月上～中旬	伝達式・拝謁

平成15年秋以降の勲等(新・旧)

<現在の勲等>

大勲位菊花章頸飾	
大勲位菊花大綬章	
桐花大綬章	
旭日大綬章	瑞宝大綬章
旭日重光章	瑞宝重光章
旭日中綬章	瑞宝中綬章
旭日小綬章	瑞宝小綬章
旭日双光章	瑞宝双光章
旭日单光章	瑞宝单光章

<旧 勲等>

大勲位菊花章頸飾
大勲位菊花大綬章
勲一等旭日桐花大綬章
勲一等旭日大綬章
勲一等瑞宝章
勲二等旭日重光章
勲二等瑞宝章
勲三等旭日中綬章
勲三等瑞宝章
勲四等旭日小綬章
勲四等瑞宝章
勲五等旭日双光章
勲五等瑞宝章
勲六等旭日单光章
勲六等瑞宝章
※以下省略

叙位(位階)

位階	ふりがな
正一位	しょういちい
従一位	じゅいちい
正二位	しょうにい
従二位	じゅにい
正三位	しょうさんみ
従三位	じゅさんみ
正四位	しょうしい
従四位	じゅしい
正五位	しょうごい
従五位	じゅごい
正六位	しょうろくい
従六位	じゅろくい
正七位	しょうしちい
従七位	じゅしちい
正八位	しょうはちい
従八位	じゅはちい